

日本の看護婦と世界の看護婦

吉津 佳代子

はじめに

これまで日本の労働運動は、世界の労働運動とくにヨーロッパの影響を強く受けて運動が進められてきた。

ヨーロッパではいま就業者を増やすために週35時間労働をめざして闘っている。私がこのことを実感したのは、ヨーロッパへの看護視察を行った看護婦との交流の際、「日本の看護婦の闘いの重点は、夜勤制限であるが、あなたの国では何が闘いの重点になっているのか」という質問に、行く先々の国で「労働時間短縮で35時間をめざしている」という返答がいつも返ってきた。

時間外労働もほとんどなく、週休2日制が確立しており、年休は他の労働者より1週間前後プラスされている。日本の看護婦より2～3倍多く配置されている状況でも、看護婦不足が深刻であるということを交流してきた。

そして医療と看護は、その国の歴史と労働運動や人権闘争が大きく影響をしていることなど、さまざまなことを学んできた。

今回、日本医労連が国際シンポジウムを開催するにあたり、イギリス、フランス、フィリッピン、オーストラリア、スリランカ、ソ連の6カ国が参加したが、フィリッピン、オーストラリア、スリランカはまだ行ったこともない国なので、おおいに期待していた。

シンポジウムは、私の期待以上に学ぶもの

も多く、視野をひろげてくれた。それは以前に、いろいろな国のことを視察したり、交流をしたりしたうえでの理解の広がりでもある。そのことを含めてシンポジウムで学んだこと、明らかになったことを書いてみたい。

1 日本の劣悪な労働条件が鮮明に

まず最初にあげたいのは、日本の看護労働の国際的水準が明確にされ、日本の劣悪な労働条件が一層鮮明になったことである。

週労働時間40時間以上、年間2000時間以上は、フィリッピンを除けば日本だけで、発展途国のスリランカでも1700時間であった。週休2日制は週労働時間と連動しているので、週休2日制が確立していないところは、日本とフィリッピンだけということになる。年休はオーストラリア47日、スリランカ45日、フランス35日、イギリス5週間、フィリッピン15日、日本は最低10日というまさに最低であった。

育児休暇は、イギリスは最近5年に延長を打ちとったばかり、フランスとソ連は3年という報告には、会場からため息と賞賛の歓声があがった。休業中の手当は、フランスは原則無給であるが、家族手当基金が使用者と政府負担でなされており、家計をたすけている。ソ連は、平均給与の2割程度、オーストラリアは1年間無給手当が支給される。イタリアは、産後3ヶ月の休業取得後、満1歳になるまで収入の30%が保障される。なんといっても最大の保障を獲得

特集・女性労働と今日の政策課題

しているスウェーデンは、生後8歳まで収入の90%が保障される。

日本から質問が集中した「夜勤制限問題」は、フランス、イギリス、オーストラリアでは、夜勤希望者が主に従事するので問題になっていない。あまりに夜勤規制の質問が多いためフランス代表の一人は、「自分は夜勤専門看護婦をやっている。夜勤3日間、休み3日間のクールで、子供と家庭との関係では、夜勤専門のほうが働きやすい」と告白、交流会では質問攻めにあっていた。オーストラリアでは、夜勤勤務10時間労働で月4回程度、過剰夜勤をさせた雇用者は、罰せられるという報告。

イギリスも夜勤労働は10時間労働・夜勤専門看護婦・連続夜勤制度など、日本の財界がねらっている夜勤体制合理化のすべてが行われている。しかし病棟は18～30ベッドで、日本のベッド数の半分以下で看護婦の数は倍以上いて、看護婦の労働条件は保障されている。日本で夜勤制限の要求が強いのは、長時間労働と夜勤が過密労働であることと、人員不足と過酷な労働条件に原因があると思われる。

週労働38時間、週休2日制の確立、年休5～7週間の実効は「健康破壊やカラー死など絶対にない。日本の看護婦は疲れ過ぎている」と、イギリスとオーストラリアの代表は確信をもっていた。

発展途上国であるスリランカでは、「労働組合」をつくることはよくないとされていた体制の下、過酷な労働条件打開のため、警察の弾圧に負けず30日間のストライキを行い、超過勤務手当、週1日の有給休暇などをかちとっていた。

各国の労働条件は、資本家から闘いとして権利として保障させ、現在の到達点がある。私たちも先進国の到達点をめざして、制度改善をめざして、闘いを組織していかなければならない。

2 日本の看護行政の貧しさが浮きぼりに

オーストラリア代表は、看護教育は社会的地位と密接につながっており、公的保障の基礎教育制度の改善と、継続教育の改善が必要であること。それらは与えられるものではなく、看護婦自身が自ら立ち上がり、闘い取るもので実現可能であることを報告した。

オーストラリアでは1980年代、看護婦は自分たちの仕事が評価されていないと感じ、多くが離職。看護婦は93%が女性であるのに、幹部の97%が男性であったなど、多くの矛盾や差別の中で充実した教育は、地位向上と密接なつながりがあると行動はじめた。①教育は大学で行うこと、②看護婦が他の医療労働者と同じ技術が学べるためのセンター教育の保障、③理念を基礎にした教育内容、④卒業後も継続的な教育の機会を増やすこと、などを要求して闘った。看護関係の諸団体は、看護婦予算を勝ち取れることをめざし、連邦、州にキャンペーンを行い、看護婦たちは政治家を訪問し、ラジオやテレビで発言、街頭デモに参加し、看護婦に大学教育の機会を与えるよう政府や社会に求めた。ビクトリア州では、50日間のストライキにまで発展させている。その結果1984年に「すべての看護教育を1991年までに単科大学に移すこと。学位を資格とすること」などで連邦政府が同意、間もなく実現の予定であると、確信にあふれた報告である。

フランスでは卒後教育は制度化され、公共機関は、賃金総額の1.4%を卒後教育にあてることを義務づけられている。労連では、対賃金総額比を5%まで引き上げることを要求している。

看護教育を政府が責任をもたず、患者の療養費でまかなっていたのは日本だけであった。看護教育の政府と自治体に責任をもたせる公的保障

障をめざした、取り組みの重要性を強く強く認識させた。

3 看護婦の地位向上と看護の専門性

オーストラリアから看護の専門性は、患者の要求に応えていくことであることを、明確に示されたことは大きな収穫である。オーストラリアでは管理者になるためには、患者から離れなければならない。

看護婦は患者の看護を行うことに専門性があること。従って、管理者や教育者など身分はちがうが、老人病院だろうが、ICUや乳幼児の病院、農村の病院で働こうが、患者と一緒にいたいのであれば、同じ賃金でなければならないと闘って、同じ賃金を実現させた。地域による賃金格差はない。フランスも住民の要求に応じて行くことが看護の専門性であることを強調していた。

イギリスでは、1988年に新しい等級制度が導入され、40年間変わらなかった看護婦のキャリア構造が変えられた。新しい等級制度では、正看護婦の監督のもとに働く看護補助者を対象とするスケールAから、婦長やベテランの臨床専門家、上級の臨床教師などを対象としたスケールIまで9段階に分けられている。この等級制度によって有資格看護婦の地位は向上し賃金は増加するが、一方では、基本的な看護活動を安い賃金で雇用できる未熟練看護婦にゆだねてしまうということにもつながる。すでに未熟練スタッフを広く配置して、人件費削減を図る病院が出てきている。

以前にイギリスを訪問したときに、訪問看護婦に「訪問看護の専門性」を質問したことがある。即座に「住民の要求に応えていくこと」と返事が返ってきた。その誇りと伝統をもった看

護体制も、崩されてきていると聞く。イギリス代表が看護婦でなかったためにくわしく聞けなかった。今日では看護の専門性が、人件費抑制をめざした看護の無資格者への移行などに利用されようとしているが、イギリスからの報告に厚生省の方向が想定された。こういう攻撃がかけられてきているとき、看護の専門性のありかたについて、オーストラリアの闘いに学ぶことは大きい。患者の要求に応えていくために、知識と技術を高めていくことが、看護職の社会的地位を向上させ看護を守り発展させていくということをオーストラリアの闘いは示している。

4 医療・看護はすべての人の政治問題、選挙で勝つこと！

医療・福祉費削減と医療の営利化への攻撃が共通してあり、国民や患者の医療要求と結び付いて闘うこと、医療費を削減して軍事費を拡大していくために、平和問題に取り組むことの重要性が強調された。

フランスからは、医療のもっとも重要な部分を占める7割の公共部門に対し、政府は重大な攻撃をしかけてきている。1991年には110億フランの医療費を削減し、大がかりな民営化を図り、病院を利潤を生む場に変える措置をとってきている。このことが医療サービスの質の低下を招き、国民全体の医療ニーズに応える公共機関の機能を低下させている。住民や労働者とともにこの改革に反対し闘いを強めている。イギリスの代表も、政府は医療サービスなどの9割の公共機関を民営化しようとねらっている。しかしこうした保健制度改悪には80%の市民が反対している。

オーストラリアからは、医療・看護は、すべての人に政治的なものであり、地域社会の選挙のルールにして、勝つためのパワーを学んでき

特集・女性労働と今日の政策課題

た経験が報告された。オーストラリアでも以前、老人が病院で屈辱的な扱いをされていた。そのことをマスコミでとりあげ政治問題にして議員に対し、公開質問を行ったり、政策で選択できるようにした。高齢化が進むということは、投票者も増えているということである。オーストラリアではグレーパワーを選挙に有利に展開してきた。看護婦も自分達の要求を解決していくために、「国民に訴え、選挙に訴えるべきです」と、政治的に自覚を高めていかなければならないことが強調された。

オーストラリアでは、医療の民営化の動きはない（させない）という確信ある態度が印象的であった。ソ連からも、当然医療費にまわされるべき国家財源が、軍事費に回されている。したがって医療の充実をめざした平和運動が重要であることが強調された。医療・看護の改善は、平和を守り政治を変える闘いであることが明確にされた。

5 看護婦問題は女性問題

婦人労働者が働き続けていく保障の一つとして、育児休暇の権利拡大の報告が特徴的であった。日本はこういった世界の育児休業拡大のながれのもとで、育児休業法の枠だけをつくったのである。罰則規定も不利益扱い禁止条項もない、内容は労使の協議に任せられたもので、政府の無責任さが浮き彫りにてでいる。

ソ連からは、看護婦のほとんどが女性であることを忘れてはならない、看護婦の家族、子供にも責任をもっている、看護婦にたいするケアも確立していかなければならない、そのことをふまえて、労働組合の役割があることが強調された。オーストラリアの代表も、育児と安全な労働条件は、女性にも男性にも必要であること。また家族にも必要であり、労働組合全体の問題

であることが強調された。また毎年卒業する80%が海外へ流出しているフィリッピンから「日本は経済力豊かで、日本政府はわが国に立派な医療センターを建ててくれた。それなのに日本の看護婦は、なぜこんなに苦しいのか」と発言され、参加者から改めて、政府への怒りのどよめきがおきた。

6 改めて民主主義を学ぶ

国際シンポジウムの中で、民主主義と会議のありかたを学んだ。

会議で痛感したのは、相手を思いやる連帯性とユーモアである。

質問に対する感謝が自然にでてくるのである。質問者への感謝の言葉を、私はこれまで外交辞令だと軽く聞き流してきた。しかしこの国際シンポジウムの中で考えを見直している。質問で発言の機会を与えられ自分の考えを発言できるという質問者への感謝である。民主主義にとっては、基本的なことであるということが自覚されているので、感謝の言葉が自然にでてくるのではなかろうか。自分自身を振り返って、そのことを反省している。

ユーモアがあるのもまた感心したことの一つである。各国代表が順番に議長を努めたが、議長になると権限をもってきばきと運んいく。なごやかにみんなを笑わせながら、短い時間の中で相手をほめることをわすれない。オーストラリアのマリアさんは一人で参加したので、彼女が議長をしている時に、オーストラリアへの質問があったときのこと。マリアさん「トン、トン」とノックを口でいって「それではお応えいたします」といって笑わせていた。

またそれぞれの国民性がよく出ていた。スリランカの公共看護労組テロ委員長は高名な僧侶だとか。参加した看護婦も民族衣装をまとうて

いた。日本の分刻みのスケジュールには疲れたらしい。テロさんが原因不明の発熱で、救急外来受診した。分刻みの運営にジャパニースタイムとフランスの仲間は笑っていた。国へ帰れば、スロースローだとオーストラリアのマリアさんは笑っていた。

7 国際的視野で国際連帯のもとに

このシンポジウムで、オーストラリアのマリアさんは大活躍だった。帰りの見送りにいつて分かったことであったが、マリアさんは憤慨していたのである。それは、看護婦問題のシンポジウムなのに、なぜ各国は看護婦を送らないのだということである。確かに、看護婦が参加したのは、16名代表の内、オーストラリアとフランスとスリランカからの6名だけであつた。

フランスは3人とも看護婦だったが元気がなかった。その中の一人は、以前CGT本部を訪問したとき、応対してくれた一人で再会を喜びあつたが、その当時彼女が勤務していた病院は、閉鎖されてしまって、現在は組合の専従をしているという。政府の公共病院への民営化攻撃の厳しさを想像できた。なぜ元気がないのかというと、政府の組合攻撃もあるだろうが、ソ連の影響があるように思われた。フランスの代表はいう。日本は厳しい厳しいというけれど、頑張っているではないか。会議の度に拳を振り上げ

ての「ガンバロー！ガンバロー！」はとても元気がでてくる。フランスには、あのような元気がないという。「でもフランスの発言は、ユーモアがあるし表現もすばらしい」というと、「みんなをどうやってひきつけていくのか、研究しているから」とうれしそうに応えていた。

今回アジアからのスリランカ、フィリッピンが参加したことが、第3世界との実態を交流する国際シンポとして、私たちの視野をひろげ成功させた。

日本医労連にとって、はじめての国際会議で、看護婦という一職種でのシンポジウムで、国内情勢、看護婦の労働条件と看護行政の各国の比較がされたことで、目標と焦点が定まった。

医療・看護を守り、看護婦の地位や労働条件を向上させていく闘いは、看護婦が自らの闘いに立ち上がることで、共同の闘いを一層強化すること。そして国民や患者の医療要求とともに闘って、世論の支持を得られた闘いで勝利できることを世界の闘いは示している。

国際シンポで学んだこと、激励を受けたことを今後の闘いに生かして、足はしっかりと職場の出来ることから取り組んで、目は世界の情勢を見据えて、これからの闘いを切り開いていかなければならない。

(日本医労連・婦人部長)